

北朝鮮の核実験に抗議し、政府に対して新たな制裁強化等を求める決議

国際社会において、核兵器の廃絶が叫ばれている中、北朝鮮が今月25日、2006年に続く2回目の核実験を強行したことは、国連安全保障理事会決議に明確に違反し、加えて6カ国協議の共同声明や日朝平壤宣言にも明確に反する行為である。

また、翌26日に、本年4月に引き続き、日本海に向けて短距離ミサイルを発射したことは、我が国及び周辺地域の安全を著しく脅かすものであり、絶対に許してはならない行為である。

さらに、オバマ米国大統領の提唱により、核軍縮への機運が高まろうとしている矢先のこれらの挑発的行為は、世界の平和への挑戦と言わざるを得ない。

よって、本県議会は、北朝鮮による核実験及び短距離ミサイルの発射に対し、厳重に抗議するとともに、今後、政府におかれては、世界で唯一の被爆国として、また、拉致問題を抱える国として、国連安全保障理事会の新決議採択に当たり、北朝鮮に対して核兵器開発を即刻放棄することを求めるほか、新たな制裁強化の発動及び日本の防衛体制の見直しを含めた断固たる強い態度で行動されるよう、強く求める。

以上、決議する。

平成21年5月28日

熊 本 県 議 会